

第11節 防災知識の普及計画

第1項 計画の主旨

地震被害を軽減するためには、市民一人ひとりが、自助「自らの身の安全は自らで守る」という自覚をもって地震の揺れや津波から命を守り、共助「地域の中で助け合うこと」が必要であることから、防災意識の高い人づくりを進め、地域の防災力・減災力を高める。

第2項 市が実施する対策

1 市民に対する啓発（危機管理部、政策経営部、地域振興部、健康福祉部、子ども政策部、消防本部）

災害発生時における被害を軽減し、防災応急対策活動を円滑に行うため、市民、地域に対し防災上必要な知識を普及し、平常時からの備えと地震発生時の的確な行動等、地震防災に関する正しい知識と情報を提供する。

また、防災知識の普及啓発に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者に対する配慮や、防災対策への女性の参画について、市民の理解を深めるように努める。

（1）方法

- ア 広報紙やホームページ等に対し防災関係記事の掲載
- イ 防災パンフレット・防災マップの配布
- ウ 防災ビデオの上映
- エ 防災講演会（研修会）等の開催
- オ テレビ・コミュニティFM・新聞等の報道機関の利用
- カ 防災ギャラリーの活用（市役所本館1階ロビー）
- キ 防災コーナーの活用（鈴鹿市河川防災センター等）
- ク SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

（2）内容

- ア 南海トラフ地震等に関する基礎知識
- イ 出火の防止及び初期消火に関する知識
- ウ 津波浸水予測区域、土砂災害危険箇所等に関する知識
- エ 避難指示等の市が発信する情報の入手方法と取るべき行動
- オ 防災関係機関の防災対策概要
- カ 近隣の人々と協力して行う防災活動（共助）
- キ 避難方法、避難場所、避難生活に関する知識
- ク 平常時における備えと心構え

- ケ 家具の固定，ブロック塀の倒壊防止対策
- コ 住宅等の耐震診断と耐震改修
- サ 非常食，身の回り品の備蓄
- シ 過去の災害による教訓
- ス 地区防災計画の策定支援
- セ 避難所運営ゲーム（HUG）等を通じた避難所運営マニュアルの策定支援
- ソ 「My まっぷラン+（プラス）」の作成に向けた普及・啓発
- タ 自動車へのこまめな満タン給油・充電
- チ 防災アプリ（CNSコネクト等）の活用

2 児童・生徒等に対する教育（危機管理部，教育委員会）

地震災害に関する基礎的知識及び災害予防，災害時の行動等の防災知識を児童生徒等に身に付けさせるために，防災教育を充実させ，学校教育等を通じて，防災教育の重要性の徹底を図るとともに，家庭において学校での学習内容の共有化を図る。

（1）方法

- ア 三重県教育委員会が作成した「防災ノート」を利用した総合的な学習
- イ 防災パンフレットの配布
- ウ 防災ビデオ等の上映
- エ 避難訓練，災害図上訓練の実施
- オ タウンウォッチング

（2）内容

- ア 地震，津波等に関する基礎知識
- イ 日頃の備えと心構え
- ウ 災害時の行動
- エ 危険箇所の確認
- オ 災害時要援護者に関する知識

3 社会福祉施設等に対する教育（危機管理部，健康福祉部，子ども政策部）

社会福祉施設等の職員等に対して，地震災害に関する基礎的知識の習得する機会を設け，災害時においても適切な対応が出来るよう，啓発を行う。

4 指定管理者に対する教育（危機管理部，各担当部）

指定管理者の施設の職員等に対して，地震災害に関する基礎的知識の習得する機会を設け，災害時においても適切な対応が出来るよう，啓発を行う。

5 市職員に対する啓発（危機管理部，総務部）

市職員に対して，地震発生時の応急対策に万全を期するため，研修会，講演会等により防災教育を行う。

また，災害時に迅速，的確な行動がとれるよう，災害時の行動マニュアル等を作成し，その内容について職員に周知徹底を図る。

その他、実際の災害対応の検証を行い、情報の共有化と災害対応能力の向上に努める。

(1) 方法

- ア 研修会等の職場研修
- イ 日常業務を通じての取組
- ウ 防災パンフレットの配布
- エ 防災講演会（研修会）の開催
- オ 災害図上訓練の実施
- カ 災害対応の検証

(2) 内容

- ア 南海トラフ地震及び津波に関する知識
- イ 市防災計画の内容
- ウ 市の地震防災対策の現状と課題
- エ 地震が発生した場合に具体的に取り組むべき行動に関する知識
- オ 職員の責務と役割

6 収容避難所の施設管理者等に対する教育（都市整備部）

収容避難所の施設管理者等に対して、地震発生時の避難所安全点検を迅速、的確に行えるよう研修を行う。また、避難所安全点検マニュアル等を作成し、その内容について周知を図る。

7 個人備蓄の促進に関する啓発（危機管理部，地域振興部，健康福祉部，子ども政策部，上下水道局）

地震発生からしばらくの間、水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により、飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されているため、飲料水をはじめとする生活用水、食料、感染症対策用品、生活必需品等を最低3日分、可能な限り1週間分程度個人において備蓄しておくよう市民に広報する。

特に、特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品については供給が困難となる場合が想定されることから、各家庭の事情に応じた備蓄をしておくよう市民に広報する。

また、市の非常用物資の備蓄計画についても広報し周知を図る。

8 企業に対する啓発（危機管理部，産業振興部）

(1) 企業の防災体制の構築や、事業継続計画（BCP）の策定について周知を図るほか、地域の防災訓練への参加を促進する。

また、地震の発生に伴う帰宅困難時に備え、事業所等においても備蓄に努めるよう広報を行う。

(2) 市、商工会議所が連携し、中小企業等に対し、防災・減災対策の普及啓発を行い、事業継続力強化計画の策定を支援する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 防災研修会の開催

防災意識の向上を図るため、地域において防災研修会等の啓発の機会を設けるように努める。

2 防災講演会（研修会）への積極的な参加

地震災害に備え、市等が実施する防災講演会等へ積極的に参加し防災知識の習得に努める。

3 災害教訓の伝承

過去の地震災害から得られた教訓を伝承することにより、世代を越えた防災知識の向上に努める。

第12節 防災訓練計画

第1項 計画の主旨

地震や津波の被害を未然に防止し又は最小限に止めるためには、市をはじめ各防災関係機関及び市民が連携して防災活動を行うことが必要となるため、南海トラフ地震等の大規模地震を想定した総合防災訓練を実施する。

また、地域の防災力を高めるため、市民や自主防災組織による防災訓練の実施を促進する。

第2項 市が実施する対策

訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や女性、自主防災組織、企業、ボランティア団体等の多様な主体の参画に努める。

1 総合防災訓練（危機管理部、各担当部、消防本部）

南海トラフ地震等の大規模地震を想定して、市対策本部各班、各防災関係機関及び市民の参加のもとに、災害発生状況、津波警報、避難状況、避難者情報等の情報収集伝達、本部運営、消火、水防、水門等の閉鎖、津波避難誘導、救助、災害警備、応急復旧など様々な訓練を合同で実施する。

2 地域地震防災訓練（危機管理部、各担当部、消防本部）

市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び地域の防災力の強化を図るため、当該地域の特性を考慮し、多数の市民の参加による、初期消火、救助、津波避難誘導、避難所運営等の訓練を実施する。

3 市職員を対象とした防災訓練（危機管理部、総務部）

（1）非常通信訓練

災害により有線通信系に支障が生じた場合を想定して、無線通信訓練を実施する。

（2）安否確認訓練

ア 地震発生時、津波警報発表時に迅速な応急対策を実施するためには、職員の早期参集が重要であるため、職員メールアンケート機能を用いて、非常参集訓練を実施して参集方法、連絡体制、災害情報の収集方法等の定着を図る。

イ 避難者や住民等の安否に関する情報を迅速かつ的確に収集・整理するため、「安否情報システム（総務省消防庁）」を活用した訓練を実施する。

（3）災害図上訓練

地震被害を想定したうえで、図上訓練を実施する。訓練に際しては、参加者の意思決定と役割・行動の検証を図る。

応急対応の進め方をシミュレーションすることにより、職員の対応能力や本部機能の充実強化を図る。

(4) 津波警報等の情報収集，伝達訓練

津波警報発表時を想定したうえで，情報収集・伝達の訓練を行い，職員の対応能力や本部機能の充実強化を図る。

3 防災訓練の検証（危機管理部，各担当部，消防本部）

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い，防災対策の課題等を明らかにするとともに，必要に応じ防災対策の改善措置を講じ，災害対応力を高める。

4 Jアラート受信訓練（危機管理部，消防本部）

国のJアラート受信訓練の際に，同報無線，コミュニティFM，庁内放送を利用した放送訓練を行う。

また，地震災害を想定した緊急地震速報を受信した際の行動訓練が実施された際は，「いのちの鐘」など，津波避難を想定した訓練を同時に実施するよう努める。

5 市民が実施する防災訓練への支援（危機管理部，消防本部）

自主防災組織，自治会及び防災ボランティアグループ等地域の団体が主体となって実施する防災訓練について，協力を行う。

6 土砂災害防止法に基づく避難確保計画策定施設に対する防災訓練支援

（危機管理部，健康福祉部，子ども政策部，教育委員会）

土砂災害防止法に基づき，避難確保計画の策定が義務付けられた施設については，同計画に基づく訓練の実施が義務付けられていることから，訓練に対する支援を実施する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 地域の防災訓練

自主防災組織，自治会，地域づくり協議会及び防災ボランティアグループ等地域の団体が主体となって，当該地域の特性を考慮し，近隣多数の市民の参加による，初期消火，救助，津波避難誘導，避難所運営等の訓練を実施する。

また，訓練には，災害時要援護者等や女性が参画するよう努める。

2 事業所等の防災訓練

高層建築物，大規模店舗，娯楽施設，宿泊施設，病院，工場等事業所及び施設を管理し，又は運営するものは，災害の拡大を防止するため，定期的に通報・連絡訓練，消火訓練，避難訓練，救急・救助訓練等を内容とした防災訓練の実施に努める。

第4項 防災関係機関が実施する対策

1 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は，地震等自然災害時にその機能が十分発揮できるよう，市が行う防災訓練に協力するほか，固有の防災活動に応じた情報伝達，消火，救出救助，避難誘導，水防，動員配備等の訓練を適宜実施し，機能の向上に努める。

第13節 災害時要援護者対策計画

第1項 計画の主旨

近年では、大規模地震災害時における情報の入手や自力での避難が困難な高齢者、障がい者等の災害時要援護者対策の推進が迫られている。災害時要援護者の被害を最小限にとどめるため、市は、国が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月災害時要援護者の避難対策に関する検討会）、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）を基に全体計画を策定する。さらに、個人情報に配慮しつつ災害時要援護者の情報を市内で共有・把握するとともに、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制整備に努める。

第2項 災害時要援護者の定義の沿革と本市における定義付け

国において、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者（「要配慮者」）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人（自ら避難することが困難な人）を「避難行動要支援者」とすることとされた。

また、「避難行動要支援者」に関しては、名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を地方自治体に義務付けることなどが規定されるなか、“既に災害時要援護者名簿を作成済みの地方自治体においては、その名簿を目的の範囲内で活用することも可能”とされることから、本市においては、「避難行動要支援者名簿」に替えて、「災害時要援護者名簿」、並びに「災害時要援護者」の名称を継続する。

第3項 市が実施する対策

市は、関連部門が把握している災害時要援護者に関する情報を、災害時に活用することを目指すとともに、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織などに対して、避難支援に関する情報を提供できる体制の整備に取り組む。

1 災害時要援護者に対する対策（危機管理部、健康福祉部、消防本部）

市は、基本法及び鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱の規定に基づき、各号に掲げる対策に努める。

（1）高齢者や障がい者等の状況把握

市は、鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱（平成21年1月6日告示第5号）第1条の規定に基づき、一人暮らしの高齢者又は障がい者等が、災害時等における地域での支援を受けるための仕組みを整備することに努める。

（2）災害時要援護者名簿作成

市は、基本法第49条の10及び鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱第5条の規定に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、災害時要

援護者台帳を整備し、本要綱上の台帳を名簿とする。

ア 災害時要援護者名簿に記載する者の範囲

災害時要援護者名簿に記載する者は、次に掲げる者のうち災害時要援護者名簿への記載について本人又は代理人から申し出のあり、かつ支援組織への情報提供に同意した者とする。（鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱に基づく）

- (ア) 65歳以上の者でひとり暮らしの者
- (イ) 75歳以上の者のみの世帯の世帯員
- (ウ) 65歳以上の者のみの世帯で、介護度3以上の者がいる世帯員
- (エ) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた者でひとり暮らしの者
- (オ) 療育手帳の交付を受けた者でひとり暮らしの者
- (カ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者でひとり暮らしの者
- (キ) 介護度「要支援」以上の者でひとり暮らしの者
- (ク) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある者

イ 災害時要援護者名簿情報を提供する支援組織関係者の範囲

災害時要援護者名簿情報は、消防機関、県警察、市社会福祉協議会、地域包括支援センター及び民生委員・児童委員や、情報漏えいの防止のために必要な措置が図られた自治会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる支援組織へ提供する。

ウ 災害時要援護者名簿作成に必要な個人情報

災害時要援護者名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

エ 災害時要援護者名簿の更新に関する事項

市は、定期的に災害時要援護者名簿の更新を行うとともに、所在マップとして地図情報を備える。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管する。

オ 災害要援護者名簿情報の提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で災害時要援護者名簿のうち、平常時において情報開示に同意を得た者の部分について、消防機関、県警察、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員や情報漏えいの防止のために必要な措置が図られた自治会、自主防災組織等へ提供する。

カ 災害時要援護者名簿情報の適切な管理

市は、支援組織において、災害時要援護者情報の適正な管理が図られるよう情報漏えい防止のために適切な措置を講ずるよう努める。

なお、基本法第49条の11の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時要援護者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

キ 支援組織関係者の安全確保

市は、避難支援等の実施に携わる自主防災組織等の支援者の安全確保の措置を講じる。

(3) 個別計画の作成

市は、高齢者や障がい者などの災害時要援護者の逃げ遅れを防ぐため、避難先や移動手段、必要な持ち出し品、支援者名などを記載し、一人ひとりの避難方法を事前に取り決めておく個別計画の策定に努める。

(4) 緊急警報システム等の整備

市は、災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急警報システム（FAXによる緊急警報システム等）の充実に努めるとともに、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に避難が行えるよう、地域ぐるみの避難誘導システムの確立に努める。

(5) 社会福祉施設対策

市は、社会福祉施設の管理者に対して、危険箇所及び危険区域、避難場所、避難情報の発令基準等の提供に努める。

(6) 避難対策及び生活支援

市は、避難所において、災害時要援護者が安心して生活ができるよう、支援体制の整備に努める。

ア 避難計画や避難所運営マニュアルの策定

イ 避難所の指定

ウ 福祉避難所としての、社会福祉施設等との協定締結

(7) 応援協力体制の整備

市は、災害時の災害時要援護者に対する救援活動等を円滑に実施するため、平常時から医療機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉施設、居宅介護支援事業所、近隣住民やボランティア組織、三重県災害派遣福祉チーム（DWA T）、国及び他の地方公共団体、企業等との応援協力体制の確立に努める。

(8) 防災教育・防災訓練の実施

市は、社会福祉施設、障がい者団体、近隣住民等の協力を得て災害時要援護者が

自らの災害対応能力を高めるために、災害時要援護者の特性に合わせた防災教育や防災訓練の充実を図る。

2 妊産婦、乳幼児、外国人等に対する防災対策（危機管理部、地域振興部、子ども政策部、健康福祉部、消防本部）

市及び防災関係機関等は、妊産婦、乳幼児、傷病者や言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人のほか本市への旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- （1）地域全体で収容避難所等でのこれらの者への支援システムや救助体制の整備に努める。
- （2）妊産婦や乳幼児等を持つ保護者が安心して避難生活を送れるよう、専用の避難スペースの確保に努めるとともに、妊産婦及び新生児は、保健上配慮を要するため、医療機関等と連携し、適切な対応に努める。
- （3）保育所及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）施設・設備の被害を予防し、児童の安全を確保する。また、災害発生時に適切な行動がとれるよう、避難訓練等を定期的実施する。
- （4）避難場所等の誘導標識等を簡明かつ効果的なものとし、多言語化の対応を推進する。
- （5）日本語の理解が十分でなかったり、日本の生活習慣に慣れていないため災害時の行動に不安のある外国人が存在することから、外国人を対象とした防災教育や防災訓練の実施、普及に努める。
- （6）市は、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について、あらかじめ関係事業者(企業等)と協議する。

3 土砂災害防止法（平成12年5月8日法律第57号）に基づく対策（危機管理部、健康福祉部、子ども政策部、消防本部）

土砂災害（特別）警戒区域内における対策

- （1）土砂災害警戒情報等の伝達
三重県と津地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報等は、市町村及び報道機関等を通じて住民等へ伝達される。
- （2）避難確保事項
土砂災害の危険性が高まった場合の避難計画については、第3章第11節避難計画及び風水害等対策編第3章第10節避難計画による。
- （3）高齢者等利用施設
土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域において、高齢者等特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は、資料編2-12 土砂災害防止法に基づく避難確保計画策定対象施設とする。

なお、当該施設の利用者への洪水予報等の伝達方法は、(1)に準ずる。

第4項 社会福祉施設等が実施する対策

(1) 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常召集体制等の確立に努める。

また、市、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入居者及び利用者（以下「入居者等」という。）の実態に応じた体制づくりに努める。

(2) 施設の防災対策

施設等管理者は、施設全体の防災対策の強化を図るよう努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設等管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化に資するため、緊急連絡体制を整備する。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

施設等管理者は、社会福祉施設の入居者等の災害対応能力を高めるために、個々の特性に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(5) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、3日間程度の間に必要な食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

(6) 福祉避難所としての役割

市との間で福祉避難所としての協定に対応するよう努める。

第5項 市民や地域が実施する対策

1 平常時からの準備

(1) 災害時における災害時要援護者の避難誘導及び安否確認については、近隣住民等地域支援者の協力が不可欠となることから、平常時から災害時要援護者の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。

(2) 大規模地震災害発生時に、地域で円滑な避難所運営を図るため、平常時から災害時要援護者が参加した避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。

(3) 地域特性に応じた避難所運営マニュアルを策定し、避難所生活を円滑にするための基本的かつ必要最小限度の内容を、地域で取り決める。

(4) 災害時要援護者及びその家族は、平常時から地域活動（防災訓練など）に積極的に参加し、災害時に手助けが必要な状況を理解してもらえるよう、地域住民等との関係構築、交流に努める。

(5) 災害時要援護者は、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、近隣住

民等地域支援者及び支援団体等へ必要な情報を提供し、市へ災害時要援護者台帳登録を行う。

- (6) 災害時要援護者やその家族は、自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所等の位置を確認し、避難経路をあらかじめ把握する。
- (7) 災害は、家族全員が揃っているときに起こるとは限らないため、災害時要援護者については、あらかじめ、家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておく。
- (8) 平常時から、各自で最低3日分の食料品と水を用意する。
- (9) 各自でマスクや消毒液等、感染症予防用品を用意する。

2 災害発生時の対応

- (1) 地域において、高齢者、障がい者等の災害時要援護者がいることを理解し、状況に応じて声をかけて、一緒に避難する。
- (2) 避難場所等における災害時要援護者への対応については、地域支援者や地域担当スタッフを決めて必要な支援に取り組むことに努める。
- (3) 収容避難所において、段差の少ない場所やトイレに近い場所に、高齢者や障がい者を配置したり、集団で過ごすことが苦手な人や妊産婦等のためのスペースを確保するなど災害時要援護者の特性に応じた対応を行う。
- (4) 内臓機能、聴覚、音声・言語機能に疾患のある人など外見からは障がいのあることがわからない場合があるため、その対応に留意する。
- (5) 視覚障害者や聴覚障害者への配慮として、情報提供時に、読んで知らせる、放送で知らせる、掲示して知らせるなどを心がける。
- (6) 食料や生活物資の配布において、災害時要援護者に配慮して配布する。また、避難していない災害時要援護者がいるときは、自宅に取り残されていないか等協力して安否の確認を行う。